

「パラスポーツフェスタちば2025」運営業務委託
事業者選定に係るプロポーザル募集要項

- 1 業務の名称 パラスポーツフェスタちば2025運営業務委託
- 2 業務の期間 契約締結日から令和7年10月31日（金）まで
- 3 業務の内容 「パラスポーツフェスタちば2025運営業務委託」仕様書（以下、「仕様書」という。）に記載のとおり

4 業務の実施方法

企画提案を募り、選考を経て1法人（又は1共同企業体）を決定し、業務を委託する。

5 参加資格

本委託の提案を行う者は、企画提案書提出日において次の全ての要件を満たしていなければならない。

- （1）令和6・7年度千葉市委託入札参加資格者名簿に登録があること。また、類似の企画・作成等の業務を実施した実績のある者。
- （2）本委託について、十分な業務遂行能力を有し、適正な経理執行体制を有すること。
- （3）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者で、次のいずれにも該当しない者であること。
 - ① 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者。
 - ② 契約締結に係る企画提案書提出日前6か月以内に不渡り手形又は不渡り小切手を出した者。
 - ③ 会社更生法（平成14年法律第154号）の更生手続の開始申立てをした者で、法に基づく裁判所からの更生手続開始の決定がなされていない者。
 - ④ 民事再生法（平成11年法律第225号）の再生手続開始の申立てをした者で、同法に基づく裁判所からの再生計画の認可の決定がなされていない者。
 - ⑤ 千葉市物品等入札参加資格者指名停止措置要領（昭和60年8月1日施行）に基づく指名停止措置等を参加申込期限の日から企画提案書提出日までの間に受けている者。
 - ⑥ 千葉市暴力団排除条例（平成24年第36号）第9条に規定する暴力団員等又は暴力団密接関係者。
 - ⑦ 役員等（プロポーザルに参加する者の代表者もしくは役員またはこれらの者から県との取引上の一切の権限を委任された代理人をいう。）に暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者がいる法人。
 - ⑧ プロポーザルに参加する個人から公益財団法人千葉市スポーツ協会との取引上の一切の権限を委任された代理人が暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者である場合における当該個人。
 - ⑨ 暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者がその経営に

実質的に関与している個人または法人。

⑩ 千葉市内に本店又は営業所等を有する者にあつては、千葉市税（延滞金含む）を完納していない者。

⑪ 千葉市内に本店又は営業所等を有し個人住民税の特別徴収を行うべき者にあつては、個人住民税の特別徴収を行っていない者。

6 募集から選定結果通知までの流れ

(1) スケジュール

募集要項の公表	令和7年5月16日（金）
質問書提出期限	令和7年5月21日（水） 午後5時まで
質問書の回答	令和7年5月23日（金）まで 回答は、個別に連絡
企画提案の受付	令和7年5月15日（木）～令和7年5月31日（土） 午後5時まで（厳守）
プレゼンテーション	令和7年6月6日（金）
プレゼンテーション・ 選定結果の通知	令和7年6月9日（月）以降

7 説明会

実施しません。

8 質問について

本プロポーザルに関する質問は、次のとおり受け付けます。

(1) 質問方法

下記提出先に別紙様式1をメールまたはFAXで送信すること。なお、メール、FAXの送信後は、受信確認のために必ず電話で確認してください。

送信先：パラスポーツフェスタちば実行委員会

事務局 公益財団法人千葉市スポーツ協会 スポーツ振興班

メール：shinko@chibacity.spo-sin.or.jp

TEL：043-238-2380

FAX：043-203-8936

(2) 質問受付期限

令和7年5月21日（水） 午後5時まで

(3) 質問に対する回答

各事業者から質問を取りまとめ、令和7年5月23日（金）までに、個別に回答します。

(4) その他

軽微な確認事項を除き、原則電話等による質問は受け付けません。

また、審査方法についての質問には応じません。

9 企画提案に必要なもの

以下の書類を作成し提出してください。なお、1社につき1提案とします。

(1) 企画提案書 7部

会社の代表者印を押印した原本1部と、コピー6部を提出してください。提出書類はプロポーザル企画提案書(別紙様式2)および関係書類(別紙様式3～10)を、A4サイズで12枚以内(作成見本などの別冊は除く)にまとめたものとします。

【添付書類】

①プロポーザル企画提案書(別紙様式2)

②会社概要(別紙様式3)

③業務実施の組織体制(別紙様式4)

④主任担当者の経歴(別紙様式5)

⑤類似業務の実績(別紙様式6)

⑥誓約書(別紙様式7)

⑦企画提案説明書 書式は自由

・以下の内容を項目ごとに詳細に記載すること。

(ア) パラスポーツに対する県民の理解を深めるための工夫・手だて
例)・チラシやポスターの見せ方の工夫(各競技のルール・豆知識の紹介など)

・アンケート項目の工夫(体験前と体験後でパラスポーツに対する考え方に変化があったか、ほかの体験者との交流を通じて感じたことなど)

・多くの競技を体験させる工夫(スタンプラリーの実施など)

・パラスポーツについて考えさせるきっかけの提供(各ブースに思考力を問うような二択クイズ、○×クイズのパネルの設置など)

(イ) 障害者の興味・関心を引くための工夫・手だて

例)・重度障害者も参加できる内容の工夫(ボッチャのリリーサーの活用、パラバレーボール(座位)でボールを吊るして打ちやすくするなど)

・車いすにも配慮したわかりやすい導線の確保

・障害者が参加しやすいような工夫(専用レーンや優先時間帯の設定など)

・やさしい競技ルールの設定

・導線や各種設備・対応者がわかる表示物の工夫(ピクトグラムの活用など)

(ウ) 参加者やボランティアが、体験・従事などで関わった競技に興味を持ち、継続的な活動につなげられるような工夫・手だて

例)・体験ブースに競技団体の活動内容や連絡先を記したボードを展示。

・継続的な活動の希望者が連絡先等を登録できるようにする。

(エ) 10周年の節目を記念する特別な企画・アイデア

(オ) その他独自の提案

・業務の目的を達成し、本事業の効果をより高めうる提案があれば、記載すること。なお、独自提案に係る経費は委託料に含めること。

(カ) 上記(ア)～(オ)を実施する上での体制

・図などを用いて記載するほか、特にアピールしたい組織体制上の優位性についても記載すること。

(キ) 上記(ア)～(カ)を実施する上での作業工程

・作業の進め方、スケジュール案を明記すること。

⑦見積書 書式は自由

見積書は、仕様書に示す業務内容ごとの内訳金額が分かるように算出すること。なお、当該見積金額について、業務量の目安に比べ著しく乖離していると判断した場合には、その妥当性を確認することがある。

消費税及び地方消費税を含むものとし、税額を明示してください。

また、見積額は参考価格を超えないものとします。

⑧千葉市委託入札参加資格者名簿に登録されていることを証明する書類の写し

(※現在有効のものに限る)

※書類はいずれも紙面にて提出してください。

※厳格に審査するため、企画提案書及び関係書類上記⑥・⑦には、会社名など提案者が特定される情報は記載しないでください。

(2) 提出方法

提出期限までに、事務局に持参又は郵送(必着)してください。

(3) 提出先

パラスポーツフェスタちば実行委員会

事務局 公益財団法人千葉市スポーツ協会 スポーツ振興班

千葉市中央区間屋町1-20 千葉ポートアリーナ3階

(4) 提出期限

令和7年5月31日(土)午後5時まで

※上記期限までに全ての必要書類がそろわない場合は、受け付けることができませんのでご注意ください。

(5) 注意事項

企画提案書の受付時間は、月曜日および祝日を除く、午前9時から午後5時とします。

(6) 企画提案に関するプレゼンテーション

事業提案書の内容について、実行委員会に設置する「パラスポーツフェスタちば 2025」運營業務委託業者選定委員会に対してプレゼンテーションしていただきます。

(必要に応じ提案内容のヒアリングを行い、プレゼンテーションに代替することがあります。)

時間と場所については別途御連絡します。

10 選定の実施

提出された企画提案書は提案者が分からないよう、提出順に付番し、本実行委員会が設置する「パラスポーツフェスタちば 2025」運營業務委託業者選定委員会において、企画提案書（ヒアリングの内容を含む）について、以下に示す審査項目を点数化し、その総合得点を基礎とし審査選定を行います。

(1) 審査項目

審査員1人につき100点満点とする。

審査項目		配点
1. 業務遂行能力	① 安定した経営基盤・人材を有するとともに当該業務に関する知見・ノウハウを有しているか。	5
	② 過去に類似の業務実績はあるか。	10
2. 企画提案内容	① 事業の目的を十分に理解した企画提案になっているか。	10
	② 県民がパラスポーツに対する理解を深めるものになっているか。	15
	③ 障害者のパラスポーツに対する興味・関心を引きパラスポーツに取り組む意欲を喚起するものになっているか。	15
	④ 県民から共感を得やすい、千葉県ゆかりのパラアスリート等を活用しているか。	10
	⑤ その他の独自提案 業務の目的を達成し、本事業の効果をより高めうる提案がなされているか。	10
3. 業務実施体制・作業工程	① 実施体制の適格性 ・業務が遂行可能な人員の確保がなされているか。 ・発注者からの要望等に迅速・柔軟に対応できる体制が整っているか。	10
	② 業務スケジュールの適格性 ・作業手法、日程等が明確に示されており、実現に無理はないか。 ・業務を滞りなく執行できる体制か。	5

4. 経費妥当性	① 見積書に所要経費・算定根拠が明確に示されていて、合理的な内容であるか。	5
	② 費用対効果に十分に配慮した経費となっているか。	5

(合計 100 点)

(2) 選定方法

審査員の採点の合計がもっとも高かった提案者を優先交渉者とする。なお、選考委員全員の合計点が全体（委員全員が満点）の6割に満たない場合は、優先交渉権者に選考しない。また、企画提案を行う者が1社であった場合も審査を実施する。

審査員の採点が同点の場合、審査委員による合議によって優先交渉権者を決定する。以下の順で上位者を決定する。

(3) 審査結果の通知等

企画提案の採否（審査結果）については、文書等により採用または不採用の通知を行う。なお、審査結果に関する異議の申し立ては受け付けない。

1 1 契約

(1) 審査により選定された者を、本事業の優先交渉者とし、委託契約を締結する。

ただし、優先交渉者が辞退した場合や契約できない場合は、次点の事業者と交渉する。

(2) 審査により選定した委託契約候補者は、別に定める日時に実行委員会事務局担当者と打ち合わせのうえ、仕様書の内容を確認・決定し、契約を締結する。

(3) 委託実施に際し、企画提案の内容をそのまま実施することを約束するものではありません。契約に当たっては、選定された企画提案内容をもとに、業務の履行に必要な具体的履行条件などの細部について、当協会と協議を行うこと。

なお、協議の結果、企画案が変更となる場合がある。

(4) 契約保証金は、公益財団法人千葉市スポーツ協会財務規程第40条の規定により免除とする。

1 2 企画提案の無効に関する事項（不適格事項）

次のいずれかに該当する場合は、無効又は失格とする。

(1) 審査委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること。

(2) 他の提案者と応募提案の内容またはその意思について相談を行うこと。

(3) 事業者選定終了までの間に、他の応募提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示すること。

(4) 提出期限を過ぎて企画提案書等が提出された場合。

(5) 提出書類に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合。

(6) 提出書類に虚偽の記載又は重要な誤脱があった場合。

(7) 会社更生法の適用を申請する等、契約の履行が困難と認められる状態になった場合。

(8) その他、企画提案にあたり著しく信義に反する行為等があった場合。

13 委託料

5, 500千円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とする。

(1) 委託料には、事業終了後の実施報告書の作成及び成果品の納品を含む。

(2) 委託料の支払は、全ての業務の履行後を原則とする。

14 その他

(1) 本プロポーザルに係る経費は、すべて提案者の負担とする。

(2) 提出書類は日本語を用いるものとし、通貨は日本円とする。

(3) 本プロポーザルに関連して提出された書類等は返却しません。なお、提出された企画提案書の記載事項については、無断で他の目的に使用しないこと。

(4) 採用後の本プロポーザル使用权は、パラスポーツフェスタちば実行委員会に帰属する。

(5) 企画提案書等を受理した後の内容変更（加筆、修正、差し替え等）は認めない。

(6) 本プロポーザルを途中辞退する場合は、企画提案書提出期限の前日までにプロポーザル辞退届（任意様式・使用印を押印）を提出してください。

(7) 本委託の実施にあたっては、パラスポーツフェスタちば実行委員会と十分な調整を行うこととする。

(8) 本委託を円滑に遂行するため、パラスポーツフェスタちば実行委員会は受託者に対して、業務の進捗状況について報告を求めることができます。

15 問い合わせ先および提出先

パラスポーツフェスタちば実行委員会

事務局 公益財団法人千葉市スポーツ協会 スポーツ振興班

住 所：〒260-0025 千葉市中央区問屋町1-20 千葉ポートアリーナ3階

TEL：043-238-2380

FAX：043-203-8936

メール：shinko@chibacity.spo-sin.or.jp